

## 消火妨害罪 水防妨害罪 - 西日本防災システム

### 刑法114条

火災の際に、消火用の物を隠匿し、若しくは損壊し、又はその他の方法により、消火を妨害した者は、1年以上10年以下の懲役に処する。

火災の際に消火用の物品（消防自動車、消防ホース、消火器、消火栓、消防用具、設備等）を隠匿したり損壊する行為又はその他の方法で消火を妨害した場合に成立する罪です。

消火妨害罪の公訴時効は、7年です

消火妨害罪（しょうぼうがいざい）と水防妨害罪（すいぼうがいざい）は、それぞれ刑法に規定された犯罪です。（第114条、第121条）火災（水害）の際に、消火（水防）用の物を隠匿し、若しくは損壊し、又はその他の方法により消火（水防）を妨害する行為を内容とします。法定刑はいずれも1年以上10年以下の懲役。公共危険犯。

消火妨害罪と水防妨害罪の成立のためには「火災の際（水害の際）」という状況下であることを要し、行為者がその状況を認識していることが必要です。燃焼が火災と呼べる規模のものになっていくことが必要であり、また、将来の火災を予期して消火妨害に相当する行為に及んでも原則として本罪は適用されません。

妨害行為の手段のうち、「その他の方法」に当たる場合としては、消防車の出勤を妨害したり、消防士の活動を妨害する行為が挙げられています。

作為ではなく不作為による妨害も含まれると考えられていますが、不作為の事例は消防職員が主体となる不作為です。一般人による協力義務違反は原則として本罪を構成せず、軽犯罪法1条8号の成立が問題と考えられています。

抽象的危険犯であり、行為がなされると直ちに既遂となり、実際に消火活動や水防活動が妨げられたかどうかは問いません。

火災が発生し、通報を依頼されたが気に入らない奴の家だったので通報を怠った場合などは消火妨害罪ではなく軽犯罪法違反に相当する可能性があります。



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ 